



議会一体となった取組により、議員提案による
「京都市ケアラー支援条例（仮称）」の制定を目指します！

京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案について 皆様からのご意見を募集します！

募集期間：令和6年 9月 6日（金）～ 令和6年 10月14日（月・祝）

京都市会では、議員提案による京都市ケアラー支援条例（仮称）の制定に向け、各会派の代表者で構成するプロジェクトチームを設置し、取組を進めてきました。

プロジェクトチームにおいては、ケアラー支援に関わっておられる団体の方やケアラー当事者の方など、様々な関係者の方のお話をお聞かせいただくとともに、市の関係部局からケアラー支援に係る行政の取組についてヒアリングを行うなど、丁寧に検討を進めてきました。

この度、「京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案」を取りまとめましたので、下記のとおり、同条例素案に対する市民の皆様のご意見を募集します。

提出方法

① 意見募集フォーム

下記の URL 又は二次元コードの意見募集フォームからご提出ください。

URL： https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=8820



▲ 意見募集フォーム
はこちら

② 上記のほか、以下の宛先に、電子メール、FAX、郵送、持参で ご提出いただくこともできます。

- ・ 電子メール seimuchosa@city.kyoto.lg.jp
※ メール の 件 名 は、「パブリックコメント」としてください。
- ・ FAX、郵送、持参

京都市会事務局調査課（京都市役所本庁舎 2 階）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
TEL：075-222-3697 FAX：075-222-3713

※ 本リーフレット末尾に付属のご意見記入用紙をご活用ください（他の用紙でも結構です。）。

条例素案の取りまとめに至る経過

この度、議会一体となってケアラー支援に関する条例の制定に向けて取り組むことになった背景には、以下のような社会的背景があります。

- 1 ケアラーに対する支援の必要性については、近年、社会的認識が高まっており、全国の自治体においてケアラー支援に関する条例制定の動きが進んでいます。
- 2 ここ京都においても、ケアラー支援条例の制定を目指す関係団体による市民活動が活発に行われるなど、気運が高まっています。
- 3 京都市会においても、執行機関に対してケアラー支援に関する条例について活発に質疑がなされるなど、条例の制定に向けた市会全体の熱意が高まっています。



各会派の代表者で構成するプロジェクトチームを設置し、議会一体となって取り組み、令和6年9月市会において、市会議員全員の共同提案により、全会一致での可決を目指します。



令和6年 5月31日	京都市ケアラー支援条例(仮称)制定プロジェクトチームを設置。 「ケアラー支援条例をつくろう！ネットワーク京都(略称：京都ケアラーネット)」から、条例制定に当たっての要望書が提出される。 第1回プロジェクトチーム会議を開催。京都ケアラーネットからの意見聴取を行う。
6月3日～ 6月30日	関係団体及びケアラー当事者の皆様からの意見募集を実施。200件を超えるご意見をいただく。
7月12日	第2回プロジェクトチーム会議を開催。ケアラー当事者の方にお越しいただき、直接ご意見をお聞かせいただくとともに、ケアラー支援に係る行政の取組について、市の関係部局からヒアリングを行う。
8月2日	第3回プロジェクトチーム会議を開催。条例素案に関する検討を行う。
9月4日	第4回プロジェクトチーム会議を開催。条例素案を取りまとめる。



▲ 令和6年5月31日
「ケアラー支援条例をつくろう！ネットワーク京都(略称：京都ケアラーネット)」から、条例制定に当たっての要望書が提出される。



▲ 令和6年8月2日
第3回プロジェクトチーム会議で条例素案に関する検討を行う。



ここからは、条文案をご紹介します！
条文案は、当事者・関係者など多くの方のご意見をお聞かせいただき、プロジェクトチームにおける議論を経て作成したものであり、関係者の方やプロジェクトチームそれぞれの思いが反映されています。
少し長いものとなりますが、是非ご覧いただき、皆様のご意見をお寄せください！

僕からは、皆様のご意見を踏まえたより良い条例にするために、プロジェクトチームで特に議論があった箇所など、京都市会が作成するこの条例素案に特に盛り込んだポイントを解説していくよ！



題 名

京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例

前 文

ケアラーに関する歴史や課題をはじめ、これまでご意見をお寄せいただいたケアラー支援に関わっておられる団体の方やケアラー当事者の方など、皆さんの思いをわかりやすく表現するため、前文を設けます。

前文は、以下の要素を基に成文化する予定です。

また、ケアラー当事者や関係団体の皆さんから寄せられたたくさんのご意見については、その背景にある大切な想いをしっかり酌み取って、本則に反映しきれなかったものも前文に反映していきます。



長い歴史を有する京都ならではの、ケアラーに関する歴史にも触れているよ。

歴史

- ここ京都では、これまで、認知症、身体・精神障害など様々な分野でのケアとケアラーに関わる先駆的な事業や活動が先人たちによって展開され、根付いてきた。
- それぞれの分野に沿って活動してきた様々な家族会・当事者会が「ケア」を合い言葉に手を取り合い、お互いの経験に学びつつ、ケアを大切にする市民文化の醸成を目指してきた。

理念・目標

- ケアは、人生の中で、誰もが携わり得るものであり、社会を支えるために必要不可欠な営みであるため、その負担が一部に偏ったり過度に重くなったりしないようにすべき。
- ケアラーの身体的・精神的・社会的健康があつてこそ、ケアを受ける人々に対しても質の高いケアを提供することができる。
- ケアラーが、単にケアを担う人としてだけでなく、この社会に生きる一人の市民として尊重され、自分自身の人生を全うし、自己実現をはかることができる社会の実現を図る。

ケアは家族のみが担うものではなく、社会全体が支えていくべきものであることを規定しているよ。



これまでの取組

- 障害、介護などの各分野において、支援を必要とする人が適切に支援を受けられるための福祉基盤の整備を推進してきた。
- 複合的な課題を有する方に対する分野横断的な伴走型支援の推進について、本市は先駆的に実施してきた。
- 京都の地域力を活かし、地域ボランティア等との連携に基づく地域づくりに取り組んできた。

課題

- この間の福祉介護政策の進展の中で「介護の社会化」への取組・制度も随分と充実してきたが、ケアラーへの社会的理解と支援、当該支援の認知度をさらに向上させる必要がある。
- 昨今、家族の役割や在り方、多様性（＊）は大きく変容してきたにもかかわらず、依然としてケアは、当然に家族が担うべきものという認識は根強く、多くの場合において家族への比重が大きくなっており、閉ざされた介護生活を送るケアラーが少なくないというのが実態。

＊ ケアの多様性 … 高齢、認知症、障害、難病、精神障害、ひきこもり、外国語話者など

＊ ケアラーの多様性 … ヤングケアラー、若者ケアラー、ワーキングケアラーなど



ケアの内容やケアラーが置かれている環境などが多様化してきている中で、ケアラーへの支援も様々に対応できるようにしていく必要があるね。

行政に求められていること

- ケアラーへの社会的理解と具体的な支援の拡大を図る。
- ケアを家族だけの責任にせず、社会全体で支える風潮・制度を構築する。

今後の方針・決意

- 京都におけるケアとケアラーの先駆的な歴史と伝統に相応しい、ケアラー当事者・支援者との共同の輪が広がるように。
- ケアがこの社会存立の基礎的な条件として尊重され、社会の理解と支援の輪が広がることで、ケアラーが安心して、かつ、希望をもって、自分らしくケアを担うことができる社会の実現を目指して、条例を制定する。

ケアラーが自分らしく、希望をもって暮らせるような社会を作っていくことが大切だね！



本 則



全てのケアラーが自分らしく生きていくことができる社会を実現するという条例の目的を掲げているよ。 <第1条>

また、条例に登場する言葉の意味を規定しているよ。 <第2条>

目的

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、その基本理念を定めて、本市、市民等、事業者、関係機関及び学校等の責務や役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会を実現することを目的とする。



ケアラーが担うケアの大切さや重要性をしっかりと認識するため、「ケア」という言葉そのものを定義しているよ。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。
- (2) ケアラー 高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者をいう（ヤングケアラー（当該者と同様にケアを提供するおおむね18歳未満のもの）を含む。以下同じ。）。
- (3) 市民等 市民、通勤者及び通学生並びに本市の区域内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 本市の区域内で事業を行う者をいう。
- (5) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (6) 学校等 前号の関係機関のうち、ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。
- (7) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。



社会全体でケアラーを支えていくに当たって、本市や、市民、事業者、関係機関、民間支援団体などの皆さんとの間でしっかりと共有しておくべき理念を掲げているよ。

<第3条>

基本理念

第3条 ケアラー支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにすること。
- (2) 本市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図り、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう、社会全体で支えること。
- (3) ケアラーの置かれている家庭環境、日常生活で使用する言語等、ケアラーの多様性に配慮すること。
- (4) ケアラーに対するあらゆる支援について、個々のケアラーの意向を尊重し、ケアラーの実態を踏まえた適切なものとする。
- (5) ヤングケアラーに対する支援について、ヤングケアラー自身の意向を適切に把握し、及び尊重したうえで、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるようにすること。
- (6) ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容等ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、支援が適切かつ切れ目なく行われるようにすること。

この条例では、基本理念において「ヤングケアラー」に対する支援の必要性をしっかりと掲げているよ。支援に当たっては、本人がまだ子供であることを考慮して、慎重にその意向を尊重しながら行うことが大事だね。



ケアラーを取り巻く状況の変化によって支援の種類が変わる場合の切れ目ない支援の実施についても触れているよ。

次に、ケアラー支援に関わる本市の責務や市民等の役割を掲げているよ！

<第4条～第8条>



本市の責務

第4条 本市は、基本理念にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、及び実施するものとする。

- 2 本市は、支援を必要としているケアラーについて早期かつ適切に実態を把握するよう努めるものとする。
- 3 本市は、ケアラー支援に関する施策の実施に当たっては、ケアラー及びその関係者の意見を踏まえ、国及び京都府並びに市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等と緊密に連携するとともに、必要に応じて関係者間の調整に努めるものとする。
- 4 本市は、市民等、事業者及び関係機関が、次条から第8条までの規定による役割を果たすため、これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。



行政として、ケアラーの実態について早期かつ適切に把握することが必要だね。

市民等の役割

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう、ケアラーが置かれている状況及びケアラーを社会全体で支えることの必要性についての理解を深めるとともに、ケアラー支援に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

ケアラーを社会全体で支える必要性について理解を深めることが大事だね！



事業者の役割

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深めるとともに、その事業を行うに当たっては、ケアラー支援に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、業務に従事させるに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、本市、関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

関係機関の役割

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その業務を行うに当たっては、ケアラー支援に関する本市の施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識するとともに、業務を通じて関わりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、情報の提供、適切な支援等を行うことができる他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 関係機関は、本市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

ヤングケアラーと関わりが深い学校等の役割についても
しっかり規定するよ。



学校等の役割

第8条 学校等は、園児、児童又は生徒のうち潜在的なヤングケアラーの把握に努めるとともに、園児、児童又は生徒がヤングケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、修学に当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 学校等は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に積極的に応じるよう努めるものとする。

3 学校等は、ヤングケアラーであると認められる園児、児童又は生徒について、そのプライバシーに配慮するとともに、当該園児、児童又は生徒がケアラーであることに関連するいじめ等により学校生活に支障をきたすことがないよう配慮するよう努めるものとする。

4 学校等は、本市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。



潜在的なヤングケアラーをしっかりと把握して支援につなげることができるように規定しているよ。



全てのケアラーが自分らしく生活することができるようにするための
本市の施策について規定しているよ！

<第9条>

ケアラー支援に関する基本的施策

第9条 本市は、全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) ケアラーに対する包括的な支援に関する施策
- (2) ケアラーの多様性に配慮した支援に関する情報提供

及び適切な支援につなげるための相談支援に係る包括的な体制の整備に関する施策

- (3) ケアラーがケアの方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関する施策
- (4) ケアラーが就労、就学、休息、休養その他の事由によりケアができなくなった場合に、一時的にケアを提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関する施策
- (5) 学校生活又は社会生活を円滑に営むうえでの困難を有するケアラーに対する修学又は就業に係る支援(当該困難を有していたために学校生活又は社会生活の機会の一部又は全部を失ったケアラーに対するものを含む。)に関する施策
- (6) ケアラー同士の交流の場の提供その他のケアラーが互いに支え合う活動の促進に関する施策
- (7) ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援のために必要な事項に関する施策

年齢や言語の問題など様々な事情・背景を持つケアラーに対応できるような情報提供・相談支援にすることが重要だね。



就学などの機会を十分に得られなかったケアラーに対する支援などについても取り上げているよ。



最後に、本市がケアラーに関する周知・啓発を行うことや、本市のケアラー支援に関する施策の実施体制などについて規定しているよ！

<第10条～第14条>

広報及び啓発

第10条 本市は、社会におけるケアラーの存在を広く市民等に認知させることで、潜在的なケアラーにおいて自身がケアラーの役割を担っているというものの気づきを促し、当該ケアラーの支援につなげるよう努めるものとする。



- 2 本市は、社会全体としてケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まることでケアラー支援が推進されるよう、年齢、言語等にかかわらず、広く情報の受け手である市民に分かりやすい広報及び啓発に努めなければならない。
- 3 本市は、前2項の規定によるケアラーに関する認知及び理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

社会においてケアラーの存在が広く知られるとともに、潜在的なケアラーに自分がケアラーの役割を担っているということに気付いてもらうことが重要だということにも触れているよ。



社会全体のケアラーに関する理解を向上させるためにも、本市が行う広報・啓発は、年齢、言語などにも配慮した分かりやすいものにする必要があるね。



施策の実施体制の整備

第11条 本市は、ケアラー支援に関する施策を推進するための計画を策定し、その実施のために必要な体制を整備するものとする。

- 2 本市は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、適宜その実施状況について検討し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとする。

第4条の本市の責務をしっかりと果たしていくために、計画の策定について規定しているよ。



施策についての協議の場

第12条 本市は、ケアラー支援に関する施策について、当該施策が適切かつ効果的なものとなるよう、ケアラー及びその関係者に施策の実施状況を共有し、積極的に意見を聴くための協議の場を設けるものとする。



ケアラー当事者や関係団体と協議しながら支援を進めていくことを規定してるよ。

財政上の措置

第13条 本市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

委任

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



京都市ケアラー支援条例（仮称）の条例素案に関するご意見記入用紙

募集期間： 令和6年9月6日（金）～ 令和6年10月14日（月・祝）【必着】

1 条例名（題名）について

2 前文について

3 本則について

4 その他条例全般について

任意記入 ご意見を取りまとめる際の参考としますので、○の記入をお願いします。

（個人の方）

- ① お住 ま い： 京都市在住（ 区） 京都市通勤・通学（京都市在住を除く。） その他（ ）
② 年 齢： ～19 歳 20 歳代 30 歳代 40 歳代 50 歳代 60 歳代 70 歳～
③ 職 業 等： 会社員 自営業 学生 児童・生徒 無職 その他（ ）

（企業・団体等）

- ① 主たる所在地： 京都市（ 区） その他（ ）
② 業 種： （ ）

ご意見の取扱いについて

- ① 個人情報については、法令等を遵守し、適正に取り扱います。
② ご提出いただいたご意見の趣旨とそれに対する見解等については、京都市会ホームページで公表します。
なお、ご意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。